

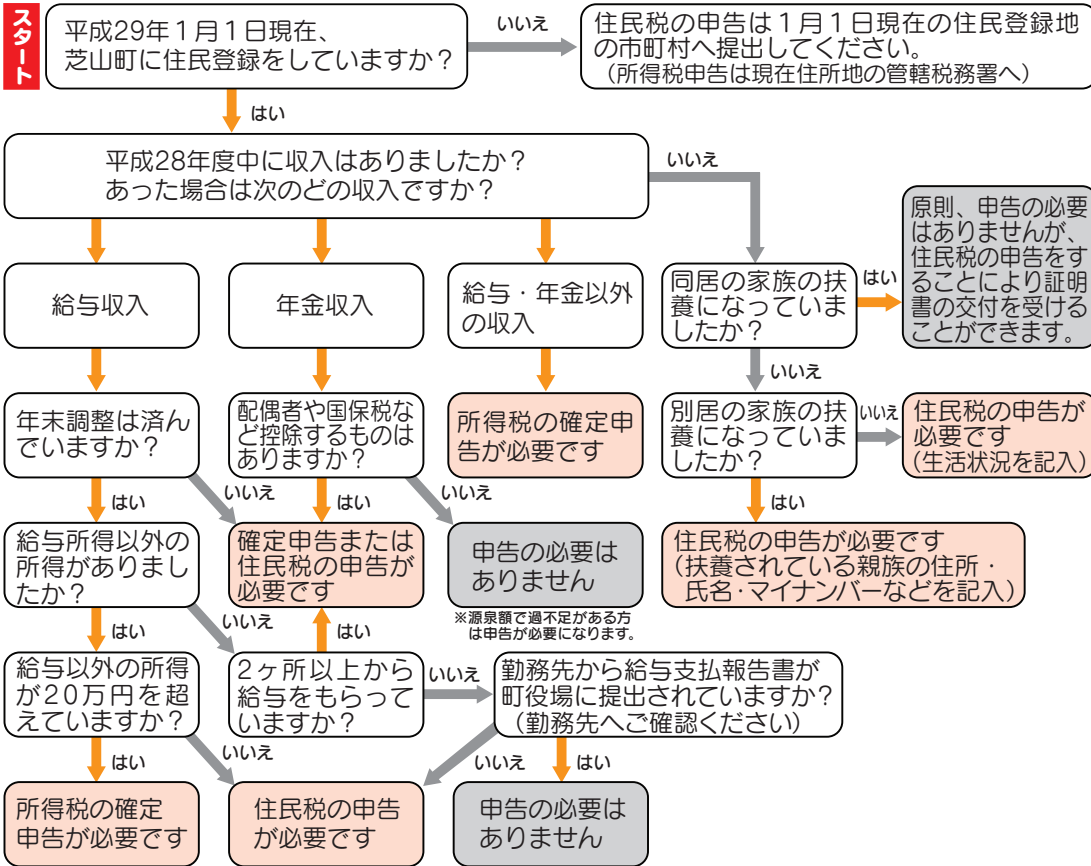
確定申告

はお早めに

申告と納付の期限は…

所得税	2月16日(木)～3月15日(水)
贈与税 (提出は東金税務署へ)	2月1日(水)～3月15日(水)
個人事業者の消費税および 地方消費税 (提出のみ町でも受け付けます)	～3月31日(金)

あなたは所得税や住民税の申告をする必要があるでしょうか？



注意

収入は無かった場合でも住民税の申告が必要な場合があります。上記のフロー図により申告が不要とされた方でも、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料などの軽減判定やその他の行政サービスを受ける上で申告が必要となることがあります。また、所得の証明を必要とする場合は、申告がされていないと証明書を発行することができません。

申告に必要なもの

- 共通 印鑑・申告書 (お手元にある場合)
- 給与・年金所得 源泉徴収票 (原本) または収入金額を証明するもの
- 事業所得 (農業・営業・不動産) 収支内訳明細書または収入や経費が分かる帳簿・書類
- 雑所得 (個人年金・内職など) 保険会社などから送付される通知など
- 一時所得 保険満期の通知など
- 医療費控除 医療費などの領収書

- 社会保険料控除 国民年金保険料控除証明書
- 生命保険料控除・地震保険料控除 保険会社などが発行する控除額証明書
- 寄附金控除 寄附先の発行する寄附金受領証明書など
- 申告にはマイナンバーが必要
平成28年分から申告書にはマイナンバーの記載が必要です。申告当日は「マイナンバーカード」または「番号通知カード+運転免許証など」を持参ください。

問 所得税に関すること 東金税務署
 0475-5213121
 町・県民税に関すること 町民税務課 課税係
 77-3915



申告相談日程表

地区別申告相談および申告受け付けを下記日程で行います。

例年期限が迫りますと申告会場が大変混雑しますので、必ず下記日程により申告されますようお願いいたします。
なお、対象地区以外の日に申告される場合は、対象地区の方が優先となりますので御了承ください。

月 日	曜日	場 所	対象地区	
			午前 9 時～ 11 時	午後 1 時～ 4 時
2月16日	木	南庁舎2階 第1会議室	はにわ台北1・北2	はにわ台南
2月17日	金		はにわ台東	バルールド・小池5・あけぼの
2月20日	月		小池1・2・4・ハニワ台ニュータウン	千代田・坂志岡・スカイビレッジ
2月21日	火		小池3・6・7・8・9	岩山・三和・朝倉・浅川稲葉・一本松
2月22日	水		全地区対象	
2月23日	木		山中東・山中西	境宮崎・下吹入・上吹入
2月24日	金		中郷・中谷津・住母家	高谷・殿部田・川津場・山田
2月27日	月		菱田東・菱田宿・谷平野	辺田・飯櫃・小原子
2月28日	火		大台北・大台南・芝山	大台宿・大台西・芝山台
3月1日	水		全地区対象	
3月2日	木		宝馬	牧野東・牧野西
3月3日	金		新井田新田	新井田
3月6日	月		高田東	高田西
3月7日	火		白樹	加茂
8日～15日 (土日を除く)			全地区対象	

申告受付一覧

比較的単純な種類の申告は、役場職員が皆さまの申告書作成をお手伝いし、完成した申告書の提出を受け付けます。複雑な申告や、額が大きく影響が重大であるような申告は、税務署での申告をお願いしております。

		所得の種類	白色申告	青色申告
所得税	総合課税	給与所得	役場で申告が可能	記入済み申告書のお預かりのみ対応
		雑所得（太陽光売電収入は除く）		
		一時所得		
		配当所得	税務署で申告をお願いします。	
		事業所得	役場で申告が可能 ※事業を開始して初めての申告は税務署でお願いします。	
		農業 営業		
		不動産所得		
	総合課税の譲渡所得	税務署で申告をお願いします。		
	利子所得			
	株式等の譲渡所得等			
	上場株式等の配当所得			
	土地・建物の譲渡所得			
山林所得	役場で申告が可能			
先物取引の雑所得等				
退職所得				
贈与税	税務署で申告をお願いします。			
相続税				
消費税				
控除	雑損控除（災害又は盗難等で損害を受けた場合）		税務署で申告をお願いします。	
	住宅借入金特別控除			
その他	準確定申告（平成28年中に亡くなられた方・国外に転出された方に係る申告）			
	過年度分の申告（平成27年分以前の申告）			

※上の表で黄色く着色された申告は役場で申告することはできません。